

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第16回 2019年5月

中国政府、対米追加関税の適用除外の申請を受理開始

本アラートの分析対象法規

- 税委会公告 [2019] 2号「対米追加関税賦課商品適用除外業務の試行に関する国務院関税税則委員会の公告」

背景

今年4月からエスカレートした米中貿易摩擦は両国の輸出入業者の利益に影響し始めている。この対応措置として、中国国務院関税税則委員会（以下「税委会」）は、対米報復措置の必要性和中国国内利害関係者の利益保護とのバランスを配慮し、2019年5月13日付で「対米追加関税賦課商品適用除外業務の試行に関する国務院関税税則委員会の公告」（以下「2号公告」）を公布した。同公告では、6月3日から対米追加関税賦課の適用除外商品の申請を受理し、除外手続き作業を開始すると発表した。除外要件を満たす商品について追加関税の発動を猶予し、なお税金還付の要件を充足する場合には、既に徴収された追加関税も還付される。

対米追加関税賦課商品適用除外申請アプローチ

適格申請者

- 関連商品の輸入、生産又は運用に関わる在中国企業
- 関連業界の協会（団体）

適用除外の対象商品

最初に申請できる品目

- 2018年7月6日から追加関税が賦課された「500億米ドル規模の米国原産輸入品に対する追加関税賦課に関する国務院関税税則委員会の公告」（税委会公告〔2018〕5号）の付属文書「対米追加関税賦課対象品目リスト1」の掲載品目；

- 2018年8月23日から追加関税が賦課された「160億米ドル規模の米国原産の輸入品に対する追加関税賦課に関する国務院関税税則委員会の公告」税委会公告〔2018〕7号）の付属文書「対米追加関税賦課対象品目リスト2」の掲載品目；

その次に申請できる品目

- 2018年9月24日から追加関税が賦課され、なお、2019年6月1日から一部追加関税率が引き上げられた「米国原産の一部輸入品（第2ステップ）に対する追加関税賦課に関する国務院関税税則委員会の公告」（税委会公告〔2018〕6号）の付属リスト1-4の掲載品目；

注）「米国を原産地国とする自動車及び部品に対する追加関税賦課の一時停止に関する国務院関税税則委員会の公告」（税委会公告〔2018〕10号）及び「米国原産の自動車及び部品に対する追加関税賦課の一時停止の延期に関する国務院関税税則委員会の公告」（税委会公告〔2019〕1号）において追加関税賦課一時停止の対象自動車及び部品は適用除外の対象とはしない。

申請手続及び申請時期

- 財政部関税政策研究センターのウェブサイトを通じて必要情報を記入して適用除外を申請することができる。
- 1品目（HSコード8桁）につき1つの申請フォームに記入する。
- 最初に申請できる品目の申請期間は2019年6月3日から2019年7月5日まで、その次に申請できる品目の申請期間は2019年9月2日から2019年10月18日までとする。

税委会が除外申請に対する審査ポイント

税委会は申請者の記述に対し、次に掲げる3項目を重点として審査を行う。

- 代替品の確保が困難
- 追加関税賦課が申請者に与える経済的な損害が重大
- 追加関税賦課が関連業界の構造的なマイナス影響或いは社会に与える影響が重大

適用除外措置のメリット

- 適用除外リストに記載された商品は、当該措置が実施された日から1年に対米報復追加関税を賦課しないとされている。
- 税還付の要件を充足する場合（例えば、適用除外リストに記載され、8桁のHSコードに基づいて除外される商品、或いは税関が専ら付加コードに

基づいて除外される商品の場合）、既に賦課された関税は関連輸入業者に還付される。

KPMGの所見

輸入貨物が対米追加関税に関わる在中国企業は、追加関税の影響及び適用除外申請の必要性を十分に評価し、除外申請の提出に先立ち、下記の事項に注意を払う必要がある。

適用除外申請の様式について

「2号公告」では、適用除外の申請手続きは財政部関税政策研究センターの申請用ウェブサイトを通じて提出しなければならないと規定し、しかし記入事項や要求に関する詳しい情報は明確されていない。このため、申請者は「2号公告」に基づき、事前に必要情報を準備しておかないといけない、ウェブサイトが運行後、除外申請の様式に従って即時に情報を調整、追加し、記入内容の規定を満たす情報を確保する。

追加関税還付の遡及期間について

「2号公告」に従い、税還付の要件を満たす輸入業者は、既に賦課された追加関税の返還を申請できるが、その遡及期間が明らかにされていない。遡及期間などの追加関税の還付に関しては、適用除外リストの発表とともに明確にされるであろうと見込まれている。

米国原産の自動車及び部品について

「2号公告」には、特に追加関税の賦課停止又は一時中止措置を適用する自動車又は自動車部品が申請品目の対象外とすることも言及している。一部の自動車及び部品は「米国原産の一部輸入品に対する追加関税率の引き上げに関する国務院関税税則委員会の公告」（税委会公告〔2019〕3号）付属リストに組み入れないため、マスコミや業界関係者が、「追加関税賦課の一時中止」から「賦課の停止」にシフトされたではないかの見方も広がっている。KPMGの理解では、税委会がその他の関連政策を公布しない限り、自動車及び部品は依然として追加関税賦課の一時中止品目に帰属しており、米国原産の自動車及び部品に関わる追加関税賦課の再開可能性を排除できない。

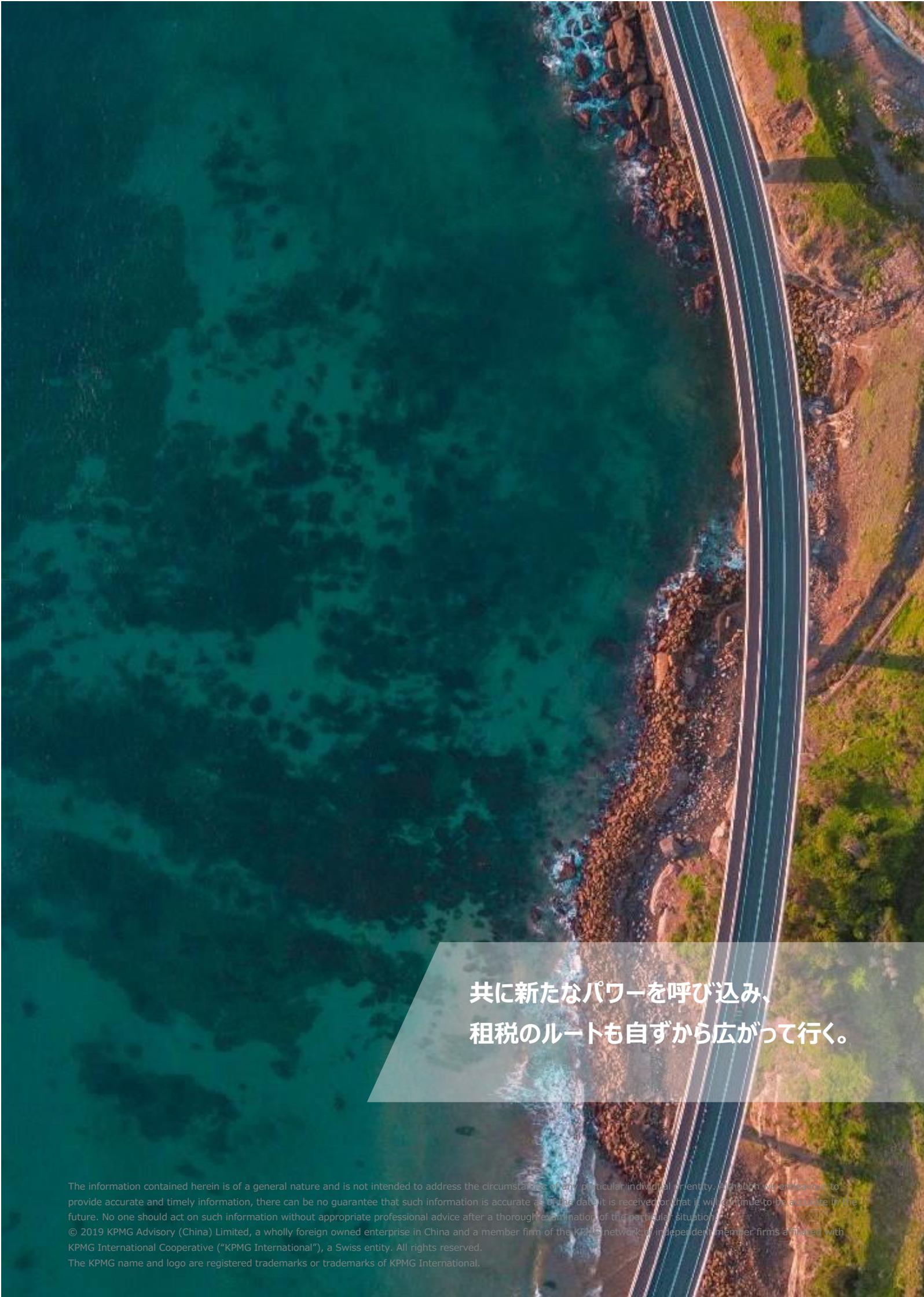
KPMGのご提案

除外適用申請手続きの提出を予定している企業は、税委会からの3つの要求に照らしながら、追加関税賦課がもたらす不利な影響を証明する事実及びデータをとりまとめ、下記の視点に基づいて当該商品を除外する必要性について述べていく。

- その他原産地の代替品が使用不能のため、追加関税の賦課が対米報復措置の目的に抵触する；
- 追加関税の賦課が企業自体及び中国国内外の川上・川下産業の経済状況に打撃を与える；

- 関連商品に対する追加関税の賦課が中国経済成長に大きなマイナス影響を与える。

KPMG国際貿易及び税関チームは、企業の関税政策の制定参画及び米中貿易摩擦に伴う課題の対応について、豊富な実務経験を有し、適用除外申請品目の選定、申請事由の準備と説明、当局とのコミュニケーションなどに効果的な指導とサポートを提供できるように努力しています。



共に新たなパワーを呼び込み、
租税のルートも自ずから広がって行く。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2019 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

お問合せ先

華北地域

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 5889

Matsuda Kensuke 松田 健輔

Director ディレクター

Email: kensuke.matsuda@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7034

Li Lisa 李輝

Director ディレクター

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

華中・華東地域

Hirasawa Naoko 平澤 尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3098

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Mokuta Masakazu 壺田 正和

Director ディレクター

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2019 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.